

## 第 35 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時 令和元年 7 月 4 日（金） 午後 2 時から午後 4 時 00 分まで

場 所 二宮町町民センター 2 A クラブ室

出席者 委員 23 名中、出席 20 名（うち代理者 3 名）

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町  
事業者 3 事業者

- ・ NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢（秦野市）
- ・ 特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス（平塚市）
- ・ 神奈川高齢者生活協同組合（伊勢原市・平塚市）

公開の可否 公開

傍聴者数 2 名

### 審議の経過

#### 1 開会

- (1) 事務局挨拶
- (2) 配布資料の確認
- (3) 傍聴者の入室
- (4) 事務局自治体代表二宮町健康福祉部長より挨拶
- (5) 委員紹介、自己紹介
- (6) 正副会長の選出承認、会長挨拶

#### 2 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）  
の規定に基づき報告

- (1) 要綱第 8 条第 1 項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第 8 条第 4 項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数 23 名、過半数 12 名、出席委員 20 名（代理出席を含む）

#### 3 議事

（事務局）

それでは、ここからの進行につきましては、要綱第 6 条第 3 項により、野谷  
会長に議長をお願いいたします。

（議長）

議題 1 「道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について」協議いた  
します。今回は、1 つの団体から申請がなされております。

秦野市で事業を行う、「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」です。事業者の  
方を入室させてください。それでは、「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」の

新規登録申請について、説明をお願いいたします。

**【NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢 入室】**

**【秦野市より概要説明】**

(議長)

ただいま「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」の申請内容について説明がありました。これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

今回複数乗車が有ということですが具体的にはどのような発着地を検討されていますか。

(事業者)

複数乗車についてですが、秦野には山岳地帯が多くあります。複数乗車にすることによって独居の方、介護認定された方、デイサービスを利用されている方など、そういった利用者の希望にそったかたちで複数の方を送迎したいと考えています。

(委員)

具体的にいうと施設からそれぞれの自宅へというかたちでしょうか。

(事業者)

自宅から要望のある病院ですとかそういった施設への送迎になります。

(委員)

わかりました。

(秦野市)

今確認させていただきましたが、同一の住まいの方がおり、同じような場所へ行かれるので複数乗車にした方が効率的で利用者利便ということでお考えになっているようです。

(議長)

それでは、これから採決に向けた話し合いをいたします。「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」の方はいったんご退室ください。

**【NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢 退室】**

(議長)

それでは、「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」から提出された道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について、委員の皆様からのご意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

利用料金の運送対価以外の対価についてですが、迎車料金が 2km までが無料で、2km 以降 5km まで 200 円とあります。それ以降 1km を超えるごとに 120 円の加算とあります。利用者に分かりやすくするためには、例えば 5km 以上で 300 円、それ以外はずっと 300 円というようにしたほうがよいと思います。こちらですと、例えば 20km 先へ迎えに行く場合 200 円に、1km を超える毎に 120 円が加算されていくことになり、迎車料金がどんどん加算されていくのはいかがかと思います。通常の申請をみますと 1km 未満が 0 円で 1km 先が 100 円、3km までが 300 円、それ以降も 300 円となっています。利用者にとりましてはこのような方がより分かりやすいと思います。それから先程の複数乗車の件ですが、例えば同じ場所から行くのであれば、複数乗車で 2 人、3 人で割ることができますが、別々の場所から乗車するような複数乗車についても想定しておいたほうがよいと思います。以上です。

(議長)

他にありませんでしょうか。

(委員)

利用者に対して分かりやすくというご指摘についてですが、私も確かに分かりにくいと思いました。料金については団体の意思で決められることですが、やはり利用者利便というのは重要だと考えます。ぜひ団体には開設していただきたいと思いますので、迎車料金について利用者に分かりやすい料金にできないか事務局の方から説明していただければと思います。介護保険で行っているデイサービスでも、この春から帰りの送迎について、その途中の通院などご自宅以外の場所への送迎も、自費にはなりますがやってもよいという通達ができました。それも新しい利用者利便の模索と考えます。団体にはぜひ活躍していただきたいと思いますので、事務局の方から料金についてと複数乗車について団体の方へお話いただければと思いますがいかがでしょうか。

(秦野市)

まず複数乗車の件につきまして市のほうからも団体へお伝えしたいと思えます。迎車料金につきましてより利用者に分かりやすい料金体系に改善できないか事業者とお話したいと思えます。ご意見ありがとうございました。

(議長)

他にありませんでしょうか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」から提出された道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について、お諮りします。

では、本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」から提出された道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について、これを承認することに決しました。それでは、「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」の方を入室させてください。

**【NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢 入室】**

(議長)

「NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢」から提出された、道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請については、承認いたします。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

**【NPO 法人 ライフサポート 39 丹沢 退室】**

(議長)

それでは続きまして、議題 2 「道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について」協議いたします。

今回は 2 つの団体から申請がなされております。まず、平塚市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」です。事業者の方を入室させてください。

**【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 入室】**

**【平塚市より概要説明】**

(議長)

ただいま「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」の申請内容について説明がありました。これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問ありま

せんか。

(委員)

大変細かいですが、旅客の名簿の 39 番、40 番の入会年月日が平成 31 年 5 月となっています。令和元年 5 月の間違いではないですか。

(平塚市)

そうですね。こちらは訂正していただくようにいたします。

(議長)

他にはございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」の方にはご退席をお願いいたしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

**【特定非営利活動団体 ひまわり福祉サービス 退室】**

(議長)

それでは「特定非営利活動団体 ひまわり福祉サービス」から提出された道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

よろしいでしょうか。それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」から提出された道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、お諮りします。本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。(挙手、多数)

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」から提出された道路運送法 79 条の 6 に基づく更新申請について、これを承認するというに決しました。それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」の方を入室させてください。

**【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 入室】**

(議長)

「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」から提出された、道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、承認いたします。引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

**【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 退室】**

(議長)

続きまして、伊勢原市、平塚市に事業所を置く「神奈川高齢者生活協同組合」です。事業者の方を入室させてください。更新申請について、説明お願いいたします。

**【神奈川高齢者生活協同組合 入室】**

(議長)

伊勢原市、平塚市に事業所を置く「神奈川高齢者生活協同組合」の更新申請について、説明お願いいたします。

**【伊勢原市、平塚市より概要説明】**

(議長)

ただいま、「神奈川高齢者生活協同組合」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

二点あります。まず一つ目、確認ですが料金体系は二事業所とも同じということでしょうか。

(伊勢原市、平塚市)

はい。

(委員)

二つ目ですが、移動制約についてお聞きします。身体障がい者6級、5級では移動制約があるとはいえないケースが多いと思いますが、具体的にどのような方がいらっしゃるのかご説明していただけるでしょうか。精神障がい者

の診断書という記載の方についても分かりにくいので具体的にどのような方なのかご説明いただけますでしょうか。

(事業者)

身体障がい者の5級・6級の方についてですが、私が直接関わっている中では視覚障がいの方がいらっしゃいます。遠方に外出するときに少し危険を感じるということでご利用されています。精神障がい者の診断書という方についてですが、相談支援事業所から依頼がくることがあり、私どもが直接診断書を確認することはありません。相談支援事業所の相談支援員の方が作成するフェイスシートに基づき登録をしております。以上です。

(伊勢原市、平塚市)

今の補足になりますが、精神障がいの方につきましては医師の診断に基づき精神障害保健福祉手帳が発行されるのが通例です。こちらについては10級から3級までの等級いずれかが振られることとなります。一方、精神障がいの方の人数のカウントには、いわゆる自立支援医療と呼ばれる精神科に通院した際に医療費の補助を受けられる制度があります。こちらの制度を利用している方も、国がまとめる精神障がい者数の中に入っております。こちらの方々については精神障害保健福祉手帳の認定を受けている場合もありますし、受けていない場合もあります。受けていない場合は当然のことながら等級が出ませんので診断書という記述にならざるえない状況ということでもあります。

(委員)

精神障がいの方につきましては自立支援医療ということによくわかりました。ですが身体障がい者6級につきましては、下肢に著しい障がいがあるとは認められていないケースの方が多いので、具体的にどのような移動制約があるのかをお聞きしたいです。他と重複しているという場合なら理解できますが、単独で6級という方についてはどのような移動制約があるのか把握していなければならぬと思います。

(事業者)

私どもでは、ご家族の希望や地域の方などから移動について苦勞しているとか転倒があったようだというような訴えを受けて、包括の方が動いて依頼をいただいたケースもあります。全てのケースを把握しておらずご説明できず申し訳ありませんが、組合員として登録いただき一般の交通機関を利用しにくい方であればご依頼を受けているという実態がございます。

(委員)

他の委員の方が今の説明で納得していただけたならよいと思いますが、組合員の身体障がい者6級の方については利用制約について一度調べていただ

き、事務局の方とも相談していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(伊勢原市、平塚市)

身体障がい者 6 級の方 4 名につきましては、ケアステーションいたどと伊勢原市の事務局の方で再度どのような方かを調べまして移動サービスの必要について検討したいと思います。よろしく願いいたします。

(議長)

他にはございませんか。

(議長)

それでは、「神奈川高齢者生活協同組合」の方には退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

#### 【神奈川高齢者生活協同組合 退室】

(議長)

それでは、「神奈川高齢者生活協同組合」から提出された道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

旅客の名簿の中の厚木市の方についてはエリア外ではないでしょうか。厚木市での申請が必要なのではないかと思うのですが、これについてご説明いただけるでしょうか。

(伊勢原市、平塚市)

説明資料概要の 2、運送の区域の法令上の取り扱いの欄にも記載がありますが、出発地あるいは到着地のどちらかが、今回でいいますと伊勢原市、平塚市、秦野市であれば可能です。

(委員)

お住まいが運送区域のエリア外であってもよいということでしょうか。

(伊勢原市、平塚市)

はい、出発地あるいは到着地のどちらかが運送区域であれば可能です。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。

(議長)

他にはございませんか。

それでは、「神奈川高齢者生活協同組合」から提出された道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、お諮りします。

本案件については、利用会員の移動制約について再度調べ確認いただくという条件を付して、これを承認するという事によろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

(議長)

賛成多数ですので、「神奈川高齢者生活協同組合」から提出された道路交通法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。それでは、「神奈川県高齢者生活協同組合」の方を入室させて下さい。

**【神奈川高齢者生活協同組合 入室】**

(議長)

それでは、先程意見のありました利用会員の移動制約について再度調べ確認いただくという条件を付して承認をされましたので、引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

**【神奈川高齢者生活協同組合 退室】**

(委員)

次に入る前にすこし戻りますがよろしいでしょうか。協議事項 2-1 の 9 ページ資料 4 について確認します。運送の対価について初乗り 2km まで 300 円、以後 1km ごとに 100 円加算とありますが、その下の運送料金比較表の 5km の料金が 500 円と記載があります。これは、5km で 600 円の間違いではないでしょうか。

(平塚市)

そうですね。事業者には修正させたいと思います。

(議長)

では平塚市の担当の方よろしくようお願いいたします。

(議長)

それでは続きまして、議題 3「平成 30 年度福祉有償運送実績報告について」、建制順に平塚市から、各市町職員からの説明をお願いします。

(平塚市より報告)

- (1) 特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス
- (2) 特定非営利活動法人 あいえる
- (3) 一般社団法人 桜花
- (4) 特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ
- (5) 神奈川高齢者生活協同組合 (たむら)
- (6) 特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会
- (7) 特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ かめさん
- (8) 一般社団法人 さうんどうサポート

(議長)

ただいま、平塚市より平成 30 年度福祉有償運送実績報告についての説明がありました。これについて、何か質問、意見はありませんか。  
意見、質問ともないようですので、続いて秦野市、お願いします。

(秦野市より報告)

- (1) 特定非営利活動法人 野の花ネットワーク
- (2) 特定非営利活動法人 オンリーワン
- (3) 特定非営利活動法人 ハーモニーケア
- (4) NPO 法人 秦野市リハビリステーション連絡会
- (5) 社会福祉法人 かながわ共同会

(議長)

ただいま、秦野市より平成 30 年度福祉有償運送実績報告についての説明がありました。これについて、何か質問、意見はありませんか。

(委員)

秦野市リハビリステーション連絡会についてですが、昨年この運営協議会の報告で実績がないにも関わらず更新をしたいということで、説明を求めました。その際、年度の後半からぜひ運営していきたいということで継続を委員の方にも納得していただいたと思いますが、平成 30 年度も実績がないというのはいかがでしょうか。人員体制が整わないというのであれば、一度返上して人員体制が整ってから再度申請していただくほうがよいのではないのでしょうか。

(秦野市)

秦野市リハビリステーション連絡会につきましては、市からも事業所に対し、登録してから実績がない状態が続いているということで継続は難しいのではないかというお話はしております。ですが事業所としてはぜひ地域の方で運送事業をやっていきたいという継続の意思がございましたので、今年度につきましては継続という手続きをいたしました。来年度の更新につきましては経過をみながら事業所と検討していきたいと思っております。

(委員)

この件につきまして運輸支局の方にもご意見を伺いたいのですが。

(委員)

基準上では問題はありません。団体の方で継続の意思がある以上は廃止を促すというのは難しいと思います。

(議長)

他にはありませんか。

ないようですので、続いて伊勢原市、お願いします。

(伊勢原市より報告)

(1) 特定非営利活動法人

外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング

(2) 神奈川高齢者生活協同組合 (いたど)

(3) 社会福祉法人 松友会

(4) NPO 法人 ハイテンション

(5) 特定非営利活動法人 移送サービスいせはら

(議長)

ただいま、伊勢原市より平成 30 年度福祉有償運送実績報告についての説明がありました。これについて、何か質問、意見はありませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

意見、質問ともないようですので、続いて二宮町、お願いします。

(二宮町より報告)

(1) 特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空

(2) 特定非営利活動法人 サポートかけ橋

(議長)

ただいま、二宮町より平成 30 年度福祉有償運送実績報告についての説明がありました。これについて、何か質問、意見はありませんか。

(委員)

たすけあいワーカーズ大空の事故についてですが、けが人などはありませんでしたか。

(二宮町)

事故後病院へ行きました。ワーカーズ大空の運転手に軽い首の捻挫がありましたが、現在は回復しているとのことでした。

(議長)

他にはございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

では、他に質問、意見ともないようですので、「平成 30 年度福祉有償運送実績報告について」は、以上といたします。

最後に、議題 5「その他」ですが、委員の皆さんから福祉有償運送に関して何かございましたらお願いします。

—— 発言なし ——

(議長)

何もないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局)

それでは、今後の手続きについて説明いたします。

まず、今回承認を受けた事業者に対しては、事務局から「協議が調った旨を知らせる協議書」を交付します。

事業者は、この協議書を添付して神奈川運輸支局に申請書を提出し、1 か月ほどで登録済証が交付されます。

そして、委員の皆様には、本日の会議録を添え、協議結果等について確認する書類を送付したことをお知らせする文書を送付いたします。

なお、今回の会議録は、要綱第 8 条第 2 項の規定により、公開することとなりますので、ご承知おきください。

また、次回の協議会開催予定につきましては、今のところ、来年 1 月の上旬か中旬 3 連休後の開催を検討しております。

関係機関とも調整のうえ、改めてご連絡申し上げます。

以上でございます。

(議長)

長時間に渡り、ご審議いただき、ありがとうございました。

運営協議会の円滑な議事進行にご協力いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

(事務局)

会長ありがとうございました。

ここで、傍聴者の方にお知らせいたします。冒頭に申し上げましたとおり、傍聴席の会議資料は「会議次第」以外はお持ち帰りできません。会議終了後は元の位置にお戻してください。

それでは、最後に副会長より閉会のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 【副会長閉会の挨拶】

(事務局)

副会長ありがとうございました。

以上をもちまして、「第 35 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会」を閉会いたします。

本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。